

さいたま市図書館広告掲示用パネル設置事業者公募要項

1 趣旨・目的

本事業はさいたま市立中央図書館、拠点図書館及び地区図書館（以下、「図書館」という。）に広告掲示用パネルを設置することで、図書資料の確保及び地域経済の活性化等を図ることを目的とするものです。本要項は、公募型プロポーザル方式により広告掲示用パネル設置事業者を選定するために必要な事項を定めるものとします。

2 事業概要

- (1) 事業名 さいたま市図書館広告掲示用パネル設置事業
- (2) 事業概要 事業者は、図書館の一部を有償で使用し、広告掲示用パネルの設置、広告の掲示及び維持管理を行うとともに、図書館へ図書を寄贈します。
- (3) 協定期間 協定締結から令和6年3月31日までとし、令和5年4月1日から1年を単位に4回まで更新可とします。（撤去に係る期間を含む）
- (4) 図書の寄贈 事業者からの提案により寄贈図書の相当額を決定します。

3 募集の概要

- (1) 募集区分
広告掲示用パネル設置（図書館内壁面スペース）
- (2) 設置方法
図書館の一部を、地方自治法第238条の4第7項に基づく使用許可を得たうえで、使用料を納付して使用するものとします。
- (3) 設置期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日までとし、1年を単位に4回まで更新可とします。（撤去に係る期間を含む）
※設置開始日については、協定締結時に協議するものとします。
- (4) 図書の寄贈
別紙1「設置・運営に係る条件」のとおりとします。
- (5) 設置条件
別紙1「設置・運営に係る条件」のとおりとします。
- (6) 設置場所
図書館内、22か所
※別添「物件調書」を参照してください。
- (7) その他詳細な条件は、別紙1「設置・運営に係る条件」のとおりとします。

4 参加要件

申込みできる事業者は、次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であることを要件とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）167条の4第1項及び第2項に規定する者。
- ② 直近2年間において、法人税（個人事業者にあつては所得税）、及び法人市民税（さいたま市内に本店、支店、事業所等を有する場合）を未納及び滞納している者。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第3条及び第4条に規定する指定を受けた指定暴力団等に該当する者。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員である者。
- ⑤ さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札等除外措置を受けている期間がある者。
- ⑥ さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱、又はさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱に基づく指名停止を受けている者。

5 応募手続き

(1) 提出書類及び部数

提出書類	内容	部数
①提案参加申込書	様式第1号	2部
②誓約書	様式第2号	2部
③事業者の概要及び実績	様式第3号 ※実績がある場合は、契約書（写）を添付してください。	2部
④登記事項証明書 （法人の場合）	履歴事項全部証明書	2部
⑤身分証明書 （個人事業者の場合）	運転免許証、旅券等の写し	2部
⑥納税証明書	直近2か年分の法人税（個人事業者の場合は所得税）、法人市民税（さいたま市内に本店、支店、事業所を有する場合）の納税証明書	2部
⑦決算報告書	過去3期分の決算報告書の写し	2部
⑧企画提案書	様式第5号	11部
⑨寄贈図書相当額提案書	様式第6号	11部

(注意)

1. 部数2部については、正副各1部（副1部はコピー可）とする。
2. 各種証明書は、提出日の3か月以内に発行されたものに限る。
3. ⑧、⑨については、正本1部、副本10部（コピー可）とする。なお、副本に関しては、応募者名が分からないように、社名、シンボルマーク等を記入しないこと。
※コピーの場合、黒塗り等の加工も可とする。

(2) 書類作成上の注意

- ①企画提案書は、様式第5号の「企画提案書」を頭紙とし、その他は任意様式とします。別紙2「審査基準」を参照したうえで、提案書を作成し、提出してください。
- ②提出書類の規格は、証明書を除き原則としてA4版（両面印刷）とします。
- ③企画提案書は、分かりやすく簡潔に記入してください。
- ④提出書類は、一切返却いたしません。
- ⑤書類提出後の追加及び変更は、原則として認めません。

(3) 提出期限

- ①～⑦の書類 令和4年12月12日（月）
- ⑧、⑨の書類 令和4年12月22日（木）

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限ります。）とします。

持参の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

郵送の場合は、受付期間内に必着とします。

※未着・遅延の場合、理由にかかわらず受付できません。

(5) 提出先

〒330-0055

さいたま市浦和区東高砂町11-1

さいたま市中央図書館 管理課 企画・調査係

電話：048-871-2176

E-mail：chuo-lib-kanri@city.saitama.lg.jp

6 審査方法

「さいたま市図書館広告掲示用パネル設置事業者選定委員会」において、審査及び選定を行います。

(1) 審査基準

別紙2「審査基準」のとおりとします。

(2) 書類審査

提出された書類に基づき、書類審査を行います。

(3) 事業者の選定

書類審査により企画提案内容等を総合的に評価し、最優秀提案者及び次点者を選定します。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和5年1月に提案者全員に通知文書を送付します。

また、最優秀提案者は、その法人名をさいたま市ホームページにて公表します。

なお、審査の経過などに関する問い合わせには一切応じません。

(6) 選定後の手続き

最優秀提案者を内定者とし、設置・運営に伴う協議を行います。協議については、早急に行いますので、対応できる体制を整えてください。

7 質問及び回答

この募集要項について質問がある場合は、様式第4号の「質問書」を5(5)に掲げる提出先に電子メールにて提出してください。(送信後、電話(午前9時から午後4時まで)で受信確認をしてください。)

口頭による質問は、受け付けません。

なお、本公募とは関係のない事項に対する質問や、その他公正な審査を阻害するおそれがある質問等には、回答しません。

・受付期限：令和4年11月21日(月)午後4時まで

・回答：令和4年11月30日(水)にさいたま市ホームページにて質問と共に公表します。

8 内定の取消

(1) 次の場合には、事業者の内定を取り消すものとします。

①提出書類に虚偽の記入があったとき。

②正当な事由なく契約手続きに応じなかったとき。

③「4 参加要件」に掲げる要件に適合しなかったとき。

④事業者の資金事情の変化等により、企画提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。

⑤著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者として相応しくないと判断したとき。

(2) 上記による内定取り消し又は内定者の辞退等があった場合には、次点者を繰り上げるものとします。

9 その他

(1) 本公募への応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類は参加者に無断で事業者選定以外の目的に使用しませんが、情報公開請求により公開する場合があります。

10 公募スケジュール(予定)

項目	日時・期間	備考
募集要項配布	令和4年11月7日(月)	ホームページ上で配布
質問書受付締切	令和4年11月21日(月)	
質問に対する回答	令和4年11月30日(水)	ホームページ上で公表
提案参加申込書等受付締切	令和4年12月12日(月)	付属書類も提出すること
参加資格確認結果の通知	令和4年12月16日(金)	
企画提案書等受付締切	令和4年12月22日(木)	
選定結果の通知	令和5年1月下旬	
協定の締結	令和5年2月下旬	